

東京都新保証付融資（オリックス株式会社保証付融資）

『融資条件の概要』

融資対象先	<ul style="list-style-type: none"> <li>●東京都内に事業所または住居があり、2期以上の決算を終えている法人および青色申告を行う個人事業主（個人事業主から法人成りした法人については、それぞれの決算を合算して判定）</li> <li>●当金庫と事業性の融資取引が一定期間継続している先 （融資取引が一定期間継続しているとは、「申込時点で事業性資金の残高が連続して12ヵ月以上あること」をいいます。）</li> <li>●以下の（ア）～（ケ）に該当しない先であること （ア）反社会的勢力に該当する先 （イ）農林漁業、金融・保険業に該当する先 （ウ）風俗営業店、スナック・バー・キャバレー、その他公序良俗に違反する先 （エ）当金庫との取引にてトラブル、悪質なクレーム等のある先 （オ）代表者（個人事業主の場合は本人）の年齢が75歳を超えており、後継者がいない先 （カ）法人税または所得税および消費税について滞納している先 （キ）申し込み時点、当金庫が有する債権の履行遅滞がある先 （ク）直近6ヶ月以内に本制度を利用した先 （ケ）他金融機関において、既に本制度を利用しており残高がある先 （1企業1金融機関の申込みに限ります）</li> </ul>
資金使途	●事業性資金（旧債振替不可／ただし、本制度内での旧債振替のみ可）
融資限度額	●2,500万円 ※本制度に基づく既往融資残高を含めます。
融資期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>●証書貸付：5年以内（特に優良な先は7年以内）</li> <li>●手形貸付：1年以内</li> </ul>
返済方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>●証書貸付（元金均等弁済）</li> <li>●手形貸付（期日一括弁済）</li> </ul>
融資利率	<ul style="list-style-type: none"> <li>●固定金利 3年以内 年2.4%以内</li> <li>3年超5年以内 年2.6%以内</li> <li>5年超7年以内 年2.8%以内</li> </ul> <p>※当金庫において「東京都制度融資「経営力強化保証制度」」の融資残高がある場合は、上記融資利率より0.3%の優遇があります。</p>
保証料率	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保証機関の定めるところによります。</li> <li>※全期間分一括前払いとなります。</li> </ul>
担保・保証人	<ul style="list-style-type: none"> <li>●物的担保は原則不要とします。</li> <li>●法人は原則として代表者を連帯保証人とします。（複数いる場合は全員）</li> <li>●個人事業主は、原則として連帯保証人を不要とします。</li> </ul>

<p>苦情処理措置・ 紛争解決措置</p>	<p>●苦情処理措置：本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室（9時～17時、電話 03-3356-7158）にお申出ください。</p> <p>●紛争解決措置：東京弁護士会（電話 03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話 03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話 03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客様相談室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話 03-3517-5825）にお申出ください。</p> <p>また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談室もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
<p>問い合わせ</p>	<p>●本融資制度の詳細は窓口または営業担当者までおたずねください。</p>